

## 委託契約に含まれるべき事項の追加について

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく規制措置が2026年1月1日より開始されます。

この規制措置に伴い、当連合会発行の「産業廃棄物処理委託契約書の手引（令和4年9月）」に掲載している委託契約書標準様式の一部に次の内容を追加します。

### 【追加内容】

#### ①標準様式1～標準様式3の一部（下線部が追加内容）

○改訂条文	
第3条第1項 カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第3条第1項 キ	<u>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合</u>
第3条第1項 ク	その他取扱いの注意事項
(参考) 現行条文	
第3条第1項 カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第3条第1項 キ	その他取扱いの注意事項

#### ②標準様式4の「適正処理に必要な情報」の記載欄

産業廃棄物処理委託契約約款第3条第1項に基づく委託業務の内容(4)の「適正処理に必要な情報」の記載欄の記載項目の中に次の項目を追加する。

- ・ 第一種指定化学物質の有無、並びに当該物質の名称及び量又は割合